

Villa Skavla 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 Villa Skavla (以下「当施設」) が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとしします。

2 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、旅館業法及び同法施行規則並びに北海道条例の関係条項に基づき、次の事項を当施設に申し出いただきます。

- (1) 宿泊者氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊者の連絡先
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出させていただきます。

3 宿泊者が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾した時点で成立するものとしします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前または当宿泊施設が指定する日までにお支払いいただきます。

3 次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該宿泊客にかかる申込みを、意思に反しなされたものとして取扱うことができることとし、宿泊契約はその効力を失うものとしします。

- (1) 前項の宿泊料金を同項により指定した日までにお支払いいただけないとき
- (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先と不通のとき
- (3) 当施設からの連絡を拒否されたとき

4 前項(2)及び(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 次に掲げる場合において、当施設は宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により客室の提供ができないとき
- (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者等に優先利用させるとき
- (4) 宿泊しようとする方が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団、暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき
 - ロ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
- (5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (6) 宿泊しようとする方に、伝染性疾患があると明らかに認められるとき
- (7) 宿泊に関し社会通念上、相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき

- (8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9)宿泊しようとする方が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動や行為をしたとき
- (10)宿泊しようとする方が、当施設従業員への威嚇行為等により当施設の運営を阻害する恐れがあるとき
- (11)宿泊しようとする方の心身の不調が、明らかに認められる状態であるとき
- (12)保護者の許可のない未成年者のみが宿泊しようとするとき
- (13)宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき
- (14)意志に反し、宿泊の申込みをしたとき
- (15)その他、関係法令等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

(宿泊者の契約解除権)

第5条 宿泊者は、当施設への申し出により、宿泊契約を解除することができます。

2 宿泊者が前項により宿泊契約の全部または一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

3 宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しない場合、当施設は、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとして処理することができるものとします。

(当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1)宿泊者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団、暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき
 - ロ)暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ)法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
- (2)宿泊者が、当施設内で暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反る行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあるとき
- (3)宿泊者が、伝染性者であると明らかに認められるとき
- (4)宿泊者が、社会通念上、相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき
- (5)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (6)客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき
- (7)宿泊する権利を譲渡、または譲渡しようとしたとき
- (8)宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき
- (9)この約款または当施設の利用規則に違反したとき
- (10)その他、関係法令等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき

2 前項に基づく解除の通知は、口頭または第2条に基づき申出のあった宿泊者の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知しても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものと見なして取扱うことができるものとします。

3 当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(3)及び(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は、旅館業法及び同法施行規則並びに北海道条例の関係条項に基づき、宿泊日当日、当施設が指定する場所において、次の事項を登録していただきます。

- (1)宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) 前泊地及び行先地
- (5) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊者が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合については、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 前項に基づき宿泊者が客室を使用できる時間内であっても、当施設は安全及び衛生管理、その他当施設の運営管理上の必要があるときは客室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

(利用規則の遵守)

第9条 当施設内において、宿泊者は当施設の利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第10条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際または当施設が請求したとき、日本円、当施設が認めたクレジットカード、または当施設が承認する決済手段により、当施設が指定する場所において行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第11条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、また、それらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(寄託物等の取扱い)

第12条 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。宿泊者が当施設内に持ち込まれた物品、現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物及び携帯品の保管)

第13条 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物、携行品が当施設に置き忘れられている場合、その所有者が判明したときは、当施設は当該所有者に連絡をするとともに、その取り扱いについて指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、また所有者が判明しない場合には、発見日を含め7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第14条 宿泊者が当施設の駐車場を利用する場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意、過失により損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第15条 宿泊者によるこの約款及び利用規則に違反する行為、また、その他宿泊者の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失、その他の損害を被ったときは、宿泊者に当施設が被った損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第16条 当施設内のインターネット・Wi-Fiの利用については、宿泊者の責任で行うものとしま

す。ご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いかねます。また、当施設が不適切と判断した行為により、当施設及び第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償して頂きます。

(言語)

第17条 本約款は日本語で作成しています。宿泊者が日本語を習得されていない場合であっても、この約款を理解いただいたものと見なします。

別表第1 宿泊料金の算定方法 (第10条関係)

宿泊料金	内 訳	
	基本宿泊料金	室料及びサービス料
	付帯料金	有料オプション等の利用料金
	税金	消費税

(注) 宿泊料金は、Webサイト等に掲示する料金表によります。

別表第2 違約金 (第5条関係)

連絡なしの不泊	当日	7日前から前日	14日前から8日前
100%		50%	20%

(注) 1 違約金の率は、宿泊料金 (他事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。) に対するものです。なお、提携する他事業者が定めるキャンセルポリシーにしたがって計算した金額が上記によって計算した違約金の額を上回る場合、その金額を違約金として収受します。

2 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。

3 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された部分の宿泊料金について、違約金として収受します。

Villa Skavla 利用規則

当施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくため、また、施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる次の規則を定めております。この規則を遵守いただけない場合には、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

- 1 契約人数を超えての客室利用は、原則としてお断りします。
申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。
- 2 当施設内で、次に定める行為は固くお断りします。
 - (1) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当施設所定の場所以外での喫煙
 - (2) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - (3) 次に定める物品の持ち込み
 - ① 動物等（盲導犬等を除く）
 - ② 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - ③ 発火、引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
 - ④ 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - ⑤ 著しく多量もしくは重量のある物品
 - ⑥ 悪臭を発するもの
 - ⑦ ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - ⑧ その他当施設が客室への持ち込みを禁止する物品
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
 - (6) 客室以外の場所での所持品の放置
 - (7) 客室以外の施設への立ち入り
 - (8) 浴室内での染毛・漂白剤等の使用
 - (9) 当施設の許可なく行う営利を目的とした活動
 - (10) その他当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
- 3 客室内で、次に定める行為は固くお断りします。
 - (1) 宿泊を目的としない利用
 - (2) 外来者との客室での面会
 - (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他施設の外観を損なう物品を掲示すること
- 4 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。
- 5 駐車場をご利用される場合は、次に掲げる事項の遵守をお願いいたします。
 - (1) お客様のご利用時間は、原則としてご到着時から当施設が定めるチェックアウト時刻までとさせていただきます。
 - (2) 原則、駐車場敷地内での洗車はお断りします。